

競争参加者の資格等に関する件

〔平成23年9月30日
達 第 5 1 号〕

平成27年9月30日達第6号
平成28年3月16日達第17号
平成29年3月27日達第18号
令和2年2月25日達第14号
令和4年3月17日達第11号

一般競争参加資格等の取扱いに関する件（平成16年1月6日達第107号）の全部を改正する。

（一般競争参加資格）

第1条 会計規程（平成15年規程第14号。以下「規程」という。）第50条第4項の規定に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務並びに物品の製造・販売等の一般競争に参加しようとする者に必要な資格は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務にあつては、厚生労働省の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の一般競争参加資格（以下「厚生労働省競争参加資格」という。）とし、物品の製造・販売等にあつては、原則として各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争の入札参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）とする。

2 契約担当役は、一般競争に付そうとする場合において、必要があると認めるときは、前項で規定する資格のほか、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を設定することができる。

3 第1項の資格を有する者（以下「有資格者」という。）であっても、次の各号のいずれかに該当しない場合は、一般競争参加資格を認めない。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）機構から競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。

（4）反社会的勢力への対応に関する規程（平成27年規程第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。

（5）労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

（6）その他契約担当役が必要と認める事項。

（競争参加資格区分）

第2条 前条で規定する一般競争参加資格における区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）建設工事

イ 建築一式工事

ロ 電気工事

ハ 管工事

ニ 機械器具設置工事

ホ その他（上記イからニ以外を参加資格とする場合は建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一上覧の項目から選択する）

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

- イ 測量
- ロ 建築関係建設コンサルタント業務
- ハ 土木関係建設コンサルタント業務
- ニ 地質調査業務
- ホ 補償関係コンサルタント業務

(3) 物品の製造・販売等

- イ 物品の製造
- ロ 物品の販売
- ハ 役務の提供等
- ニ 物品の買受け

2 契約担当役は、一般競争に付そうとする場合において、前項の競争参加資格区分のうち一の競争参加資格を設定するものとする。ただし、契約担当役が必要であると認める場合においては、複数の競争参加資格を設定することができる。

(等級区分)

第3条 第1条で規定する一般競争参加資格の等級区分は、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務にあつては、厚生労働省競争参加資格の等級区分とし、物品の製造・販売等にあつては、全省庁統一資格の等級区分とする。

2 前条で規定する各競争参加資格区分における等級は、次の各号の表に示す予定価格に対応する等級とする。

(1) 建設工事

イ 建築一式工事

予定価格	等級
7億2千万円以上	A
3億円以上7億2千万円未満	B
6千万円以上3億円未満	C
6千万円未満	D

ロ 電気工事又は管工事

予定価格	等級
1億5千万円以上	A
4千万円以上1億5千万円未満	B
1千2百万円以上4千万円未満	C
1千2百万円未満	D

ハ 機械器具設置工事

予定価格に対応する等級は設定しない。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

予定価格	等級
1千万円以上	A
300万円以上1千万円未満	B
300万円未満	C

(3) 物品の製造・販売等

イ 物品の製造

予定価格	等級
3千万円以上	A
2千万円以上3千万円未満	B
4百万円以上2千万円未満	C
4百万円未満	D

ロ 物品の販売又は役務の提供等

予定価格	等級
3千万円以上	A
1千5百万円以上3千万円未満	B
3百万円以上1千5百万円未満	C
3百万円未満	D

ハ 物品の買受け

予定価格	等級
1千万円以上	A
2百万円以上1千万円未満	B
2百万円未満	C

3 契約担当役は、一般競争に付そうとする場合において、前項の等級区分のうち一の等級を設定するものとする。ただし、契約担当役が必要であると認める場合においては、複数の等級を設定することができる。

(指名競争参加資格)

第4条 契約担当役は、規程第66条により準用する規程第50条第2項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、第1条の一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

(指名基準)

第5条 契約担当役は、規程第65条第1項の規定により競争に参加する者を指名する場合には、当該事業年度における指名及び受注状況を総合的に勘案し、指名が特定の有資格者に偏らないようにすることを考慮の上、公平かつ公正に業者を選定することとする。

(分離発注)

第6条 建設工事を建築一式工事、電気工事、管工事及び機械器具設置工事のそれぞれの工事に分離し、個別に発注する方式は、各工事の規模、性質、全体のコスト等を勘案の上、当該工事を分離して発注することが合理的であると認められる場合において、その活用を努めるものとする。

(共同企業体の取扱い)

第7条 工事規模が大きく技術的難度の高い建設工事で、契約担当役が必要と認めた場合は、有資格者により構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）を契約の相手方とすることができるものとする。

2 前項の対象となる建設工事は、第2条で規定する競争参加資格区分のうち、次表の競争参加資格区分に応じて、それぞれの予定価格以上の工事とする。

競争参加資格区分	予定価格
建築一式工事	10億円以上

電気工事	5億円以上
管工事	5億円以上

- 3 第1項の対象となる建設工事の発注においては、共同企業体の要件、資格の認定その他必要な事項は、その調達開始前までにその都度契約担当役が定めるものとする。
- 4 物品の製造・販売等の発注において、特に必要であると契約担当役が認めた場合は、共同企業体を契約の相手方とすることができるものとし、共同企業体の要件、資格の認定その他必要な事項は、その調達開始前までにその都度契約担当役が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 平成23年9月30日以前に入札の手続を開始し、同年10月1日以降に契約の相手方を決定することとしている契約（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号）附則第2条第1項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）が平成23年9月30日以前に入札の手続を開始したものであって、同項の規定に基づく承継計画書により、能開機構から承継したもの（平成23年9月30日以前に能開機構において契約締結したものを除く。）を含む。）における競争参加資格の取扱いについては、なお、建設コンサルタント及び地質調査並びに物品製造等に関する契約（能開機構が入札の手続を開始したものを除く。）にあつては、一般競争参加資格等の取扱いに関する件（平成16年達第107号）の規定に、工事の請負契約（能開機構が入札の手続を開始したものを除く。）にあつては、工事請負業者選定要領（平成15年要領第6号）の規定に、能開機構が入札の手続を開始した契約にあつては、能開機構が定めた競争参加者の資格等に関する件（能開機構平成16年達第40号）の規定による。
- 3 第1条第1項の競争参加資格については、平成23年12月31日までの間、能開機構における有資格業者についても有効とすることができる。

附 則（平成27年9月30日達第6号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。ただし、平成27年9月30日までに契約を請求する部署が契約の実施何又は調達実施何等を起案しているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月16日達第17号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日達第18号）

この達は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日までに契約を請求する部署が契約の実施何又は調達実施何等を起案しているものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月25日達第14号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日以前に公告するものについては、この達による改正後の競争参加者の資格等に関する件第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月17日達第11号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に公告するものについては、この達による改正後の競争参加者の資格等に関する件第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。